



●全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を以下のとおり実施します(受付時間を延長し、土曜、日曜、祝日も開設します。)

DVを始めとする女性に対する暴力、各種ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題について、専用電話において相談を受け付けます。相談は、人権擁護委員や法務局職員が担当します。

電話番号: 0570-070-810(全国共通番号)

※一部のIP電話からはご利用できないことがあります。

期 間 : 令和5年11月15日(水曜)から11月21日(火曜)まで。

時 間 : 11月15日(水曜)、16日(木曜)、17日(金曜)、20日(月曜)

21日(火曜)は、午前8時30分から午後7時まで。

11月18日(土曜)、19日(日曜)は、
午前10時から午後5時まで。